

石川県公報

平成 26 年 11 月 5 日 (水曜日)

号 外

(第 89 号)

目

次

告 示
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課) 1

○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同) 5

告

示

石川県告示第504号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成26年11月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事監視製品を特定できる情報

- 次の写真に示すとおり、被包に「METAMORPHOSE ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Sweet Dreams ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Forbidden ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「JIN～仁～ ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「HONEY FLASH burn」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「PANDORA Platinum Premium NEXT STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN X NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SNAKE RED 3rd NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SNAKE BLACK 3rd NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Royal 3rd NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Strong 3rd NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「AGNI Ver. VIII」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN X Premium」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「BLACK POWER ENDLESS ZERO ONE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「HEAVEN Platnum 11」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Hi Kick」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER YELLOW LEVEL4」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「HONEY FLASH Menthol 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「Jackpot Mystery 01」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「Jackpot prime 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「忍者 SHINOBI 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「PANGEA 12」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「ARATA KISS U」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「MIDNIGHT VIRGIN Break 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「In The night Different 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「UNLIMITED DN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「BLACK POWER SPIRYTUS 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「ぶりぶりらぶりー」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「Jamaican Gold EXTREME 13」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「SPIRAL 14」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「Sexual GOLD Superior 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「FANTASY G10 LEVEL2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Diamond ARCTIC SUPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Gold ARCTIC SUPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「JOHANNES RAPHAEL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「K♥」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「EDDIE AIKAU 2ND」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「Psychedelic Mushroom Menthol」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「G SPOT 6th Edition」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN GANG Mix Blend NEW STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN GANG Special Blend NEW STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN GANG Origin Blend NEW STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「Psychedelic Skull Menthol」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN X SPECIAL EDITION NEW STAGE」と表示のある製品であって、その

内容物が植物片のもの

- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN PLATINUM NEW STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Gold PLUS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN 蛙 NEW STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH trip NEXT13」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN Premium NEW STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN LIMITED NEW STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN White NEW STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (52) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN 鬼 NEW STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (53) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAZE NEXT13」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (54) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON SPEED NEXT13」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (55) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH XTC NEXT13」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (56) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH CRYSTAL NEXT13」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (57) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH SPEED NEXT13」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (58) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH miracle NEXT13」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (59) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN XX FINAL STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (60) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN TRIBE NEW STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (61) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN 鯉 NEW STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (62) 次の写真に示すとおり、被包に「♥3」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (63) 次の写真に示すとおり、被包に「JOHANNES MICHAEL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (64) 次の写真に示すとおり、被包に「剛 PLUS overture 03」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (65) 次の写真に示すとおり、被包に「仁 PLUS overture 03」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (66) 次の写真に示すとおり、被包に「Hot Stuff overture 03」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (67) 次の写真に示すとおり、被包に「Fairy overture 03」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (68) 次の写真に示すとおり、被包に「H EFFECT 15」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (69) 次の写真に示すとおり、被包に「Paris AROMA BOOST 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (70) 次の写真に示すとおり、被包に「Skull Dragon POWDER 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (71) 次の写真に示すとおり、被包に「angel Eyes POWDER 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (72) 次の写真に示すとおり、被包に「EDDIE AIKAU ultra Speed」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (73) 次の写真に示すとおり、被包に「Jaws Maui Hyper Speed 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (74) 次の写真に示すとおり、被包に「Isabella AROMA BOOST 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (75) 次の写真に示すとおり、被包に「Samantha AROMA BOOST 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (76) 次の写真に示すとおり、被包に「XTC TRIP Powder 13」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (77) 次の写真に示すとおり、被包に「XTC TRIP Liquid 13」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (78) 次の写真に示すとおり、被包に「ALL Stars GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (79) 次の写真に示すとおり、被包に「KRISHNA SunRise summer」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (80) 次の写真に示すとおり、被包に「SYACHI」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (81) 次の写真に示すとおり、被包に「KAME」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (82) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAZE Tropical」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (83) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN BLACK NEW STAGE II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (84) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN GOLD NEW STAGE II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (85) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN 蛇 NEW STAGE II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (86) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN A NEW STAGE II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (87) 次の写真に示すとおり、被包に「めっちゃエロス」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (88) 次の写真に示すとおり、被包に「angelina AROMA BOOST 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (89) 次の写真に示すとおり、被包に「180 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (90) 次の写真に示すとおり、被包に「MAX Dream」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (91) 次の写真に示すとおり、被包に「MAX Fire Bird」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (92) 次の写真に示すとおり、被包に「RAINBOW HYPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (93) 次の写真に示すとおり、被包に「apoLlo」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (94) 次の写真に示すとおり、被包に「Crystal Liquid 2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (95) 次の写真に示すとおり、被包に「AN-DRO-ME-DA2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (96) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (97) 次の写真に示すとおり、被包に「CUP CAKES」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (98) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAZE II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (99) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH trip II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (100) 次の写真に示すとおり、被包に「Chemical Ice Acid」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (101) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE CREEM HONEY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (102) 次の写真に示すとおり、被包に「Solar」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (103) 次の写真に示すとおり、被包に「Rasta」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (104) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Diamond Super」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (105) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Gold Super」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (106) 次の写真に示すとおり、被包に「aura Drip II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (107) 次の写真に示すとおり、被包に「Chill X Super」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (108) 次の写真に示すとおり、被包に「お香12」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (109) 次の写真に示すとおり、被包に「お香13」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (110) 次の写真に示すとおり、被包に「お香14」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (111) 次の写真に示すとおり、被包に「お香15」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (112) 次の写真に示すとおり、被包に「Arisa」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (113) 次の写真に示すとおり、被包に「蛙54」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (114) 次の写真に示すとおり、被包に「鬼55」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (115) 次の写真に示すとおり、被包に「象64」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (116) 次の写真に示すとおり、被包に「AL37」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (117) 次の写真に示すとおり、被包に「AP31」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (118) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE CREEM SPIRaL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

平成26年11月6日

石川県告示第505号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成26年11月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- (2) 1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- (3) 1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- (4) 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ノナン-1-オン及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

平成26年11月6日

